



は神戸市東灘区にございます、「株式会社 TIME 24」という会社です。

第1次審査は、事務局により書類審査を行いました。審査内容ですが、公募申請書類の確認と内容チェック、第2次審査資格の有無について確認しました。誤字、脱字や計算誤り等は修正後、再提出を依頼しております。

体制基準等、不明確な箇所は留意事項として文書指導を行っております。

これにつきましては、厚生省令に運営設備・運営管理基準がございますので、これに基づき、「代表者・管理者」、「職務の兼務」、「研修未受講者の受講義務」などについて指導を行いました。

審査の結果は、受付期間が短かく書類の不備もかなりございましたが、提出すべき書類、添付書類はすべて提出いただきました。修正も随時応じていただきましたので、2次の審査資格があると判断し、1次審査通過の通知をいたしました。

申請書類の内容ですが、現在、株式会社となっておりますが、社会福祉法人として設立を県に申請しているということです。事業者名については、空欄になっておりますけれども仮称「アスク潮芦屋複合福祉施設」ということとございます。建設予定地は、芦屋市陽光町5の1で、圏域は潮見圏域です。説明会予定日は平成18年12月23日、着工予定日は平成19年3月1日、竣工予定日は平成19年12月1日、事業開始は平成20年1月15日の予定です。

第2次審査は平成18年12月1日（金）に約1時間行いました。

審査の方法は、委員の方から6名推薦いただき、事務局から1名が参加、計7名でヒアリングを行いました。今回の応募は1事業所だけで、他の事業所との比較ができませんので、今回応募いただいた事業所が適正な運営が出来るかどうか審査をお願いいたしました。

今後、公募の際には審査方法について検討の余地が十分あるところです。

審査内容につきましては、様式4「地域密着型サービス事業計画提案書」に基づき、事業に対する法人の理念等について質疑を行い、事業の適正な運営が可能かどうかを総合的に判断するという形で行いました。

当日、委員のみなさんには10時半からお集まりいただき、事前に説明をさせていただいたうえでヒアリングを行っております。

評価方法については、A（優れている）、B（普通）、C（やや劣る）、D（かなり劣る）の4段階評価でお願いしました。

地地域密着型サービス事業者審査結果表は、7名の委員の審査結果です。

総合評価としては、全員Bという評価をいただきました。

ヒアリングの委員の方の意見としましては、AEDの設置の有無、不審者の侵入に対してどのように考えているのか、人員体制についてなど、いろいろな意見が出ております。結果的に「経験が少ない」という評価ですが、この事業者につきましては母体が甲友会という医療法人で非常に幅広く地域での介護保険事業を運営しているところで、運営力・組織力は問題はないであろう。地域密着における体制については、これからの準備の中で整備してもらいたい。基本的には人の支援なので、これらのことをしっかりお考えいただいて、それに伴う環境整備を行っていただきたい、というようなご意見をいただいております。

最終的に事業者としては概ね適正と認められると考えています。なお、いくつか留意する点がありますので今後の事業を進めていく中で委員から出ました意見を十分に汲み取って進めていただくことを前提に適正事業者として認めるという結論です。

本日は、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第2条第2号」による協議をお願いしたいと思います。第2号には「地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。」となっておりますが、すでに12月1日に行いました事業者選定委員会である程度結果が示されておりますので、本日は、最終的に事業者の決定について了解を求めたいと思います。

了解を得られましたら、事業者の方に市長名で通知を出します。通知後、事業者としては地元説明会を開催します。ただし、この土地については企業庁の所有地で、地域住民の了解を得た上で取得できると言われていることですので、地元説明会等含めまして了解を得た上で土地を購入するという段取りになっております。

社会福祉法人の標記につきましても今回の事業決定を受けた後で進めていくということになってます。予定では3月から工事着手、竣工が近くなりましたら事業所指定の審査、現地調査を行い、指定の通知、告示をした上でサービスが始まることとなります。以上で説明を終わります。

(委員長) 何かご質問等ございますか。

(委員) 今回は応募が1社でしたので、私も選考委員として参加させていただいたのですが、比較論という話ができないものですから、この事業者自身が本当に熱意を持ってやっていただける方なのかどうかということに尽きます。

元々、母体が医療法人で高齢者福祉事業をされているので技術面、人員配置という部分では恐らく上手く運営されていくと思います。まだまだ時間がありますので、上手く運営されていくのではないかとということを含めまして適正か、本当に判断が難しいです。期待をかけて、潮見地区の事業として運営して欲しいと思います。

今回の運営委員会の中で、内容まできっちりと事業者について理解いただけない部分もあるかとは思いますが、評価から見れば「悪い」というようなところはないんです。全体的に見れば、いいかなというような評価です。「普通」という評価がいいか、適性なのか判断は難しいですけれども。

(委員) 選考委員会の際、あらかじめ出されている資料に当日、数字の間違いがあり、指摘や意見を受けておられました。その後、事務局の方に何らかの変更等ありましたか。

(事務局) すべては出てませんが、書類の修正はいただいております。お金の面、数字の面、設計図につきましては、税理士や設計士とのやりとりをした上で修正がされるということですが、今の段階ではまだ完成したものは出ておりません。

(委員) 指摘事項ですが、Cという評価がいくつか出てましたが、安全上のことであったり、個人情報についてなどいくつか指摘事項がありました。個人的にはあまり深く検討していただけないように思いました。もう少し考えて

いただく必要があると感じたのですが、それについても何か変更した点などありましたか。

(事務局) 今回の段階では具体的な変更はございません。ただ、今回の事業者の決定にあたりまして単なる通知だけではなく、委員の方々の意見を付け、これを踏まえて進めていただくよう通知いたします。

(委員長) チェックポイントについてはあらかじめ事業者へ交付されているのですか。

(事務局) 渡しておりません。ヒアリングの最初に事業者には様式4に基づいてプレゼンテーションいただき、それに基づいて委員の方からいろいろ質問頂きました。準備段階でしたので、いろいろ意見がでまして一度検討すると持ち帰っているとところです。

(委員長) 次の議題に入ります。「芦屋市地域密着型サービス事業者(精道生活圏域)の指定について」を説明して下さい。

(事務局) 地域密着型サービスの概要につきましては、前回の運営委員会でご説明させていただいたのですが、市長村が事業者の指定や指導、監督を行うというものです。これまで、事業者の指定事務はすべて県が行っており、その権限が市に移行するということが初めてですので、国が指定にかかる基本的な考え方を昨年9月に示しております。基本的な考え方が大きく3点に分けて示されております。地域密着型サービスについては、とりわけサービスの質の確保に留意し、可能な限り質の高い事業者を指定していく必要がある。指定に際しては、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、市は適切に審査を行い、運営委員会の意見を聞くなどの手続きを取った上で、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定すること。ただし、介護保険法第78条の2第4項及び115条の11第2項に該当する事業者は指定しないこと。これらの欠格事項に該当しないことについては、「誓約書」により確認することになっています。手続きの公正性を徹底する観点から、市は指定の可否を事業者に通知し、指定に関する公示を行うこと。

今、申し上げましたとおり、市は地域密着型介護(予防)サービス事業者を指定するとき、または指定をしないときは、地域密着型サービス運営委員会に意見を求める必要があることとされています。これについては、介護保険法上で関係条文がうたわれているところです。

地域密着型介護サービス事業者の指定について(介護保険法第78条の2第6項)地域密着型介護予防サービス事業者の指定について(介護保険法第115条の11第4項)の両方に共通して書かれている文面として、「当該市長村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」、ここでいう「必要な措置を講じなければならない」とは運営委員会に意見を求めるという意味です。

地域密着型サービス運営委員会は事業者指定について意見を述べる事が出来る。事業者指定についての決定権はございません。決定するのはあくまで市長です。ただ、いただいた意見については、市長決定の際に反映させることができます。事業者指定後にあたっては、サービスの質の確保や事業所の運営評価の観点からのご意見をいただいて、事業所の質の維持・向上を確立していくという役割が、この運営委員会にはあります。

地域密着型サービス事業者の指定申請に必要な書類一覧ですが、これまで事業所の指定はすべて県がおこなってありましたので、これまで県が指定を行う際に事業者の提出を求めていた書類であるとか、地域密着型サービス事業者を指定する際に必要であるとされた書類について国から示されたものを参考に事業別に必要書類を定め、一覧にしたものです。

申請書については、どの事業についても必要な共通様式です。付表については、事業別に少し様式が異なります。添付書類については、ほぼ共通ですが事業によっては必要の有無のある様式です。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び関連する書類については、すべての事業に必要な共通様式です。

今回、市として初めて市内で地域密着型サービス事業所を指定することになりました。その概要につきまして説明させていただきます。

法人名は、株式会社アスクケア、事業所名「芦屋ブーケの里」、サービス種別は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）登録定員24人、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）定員18人、地域密着型特定施設入居者生活介護定員20人、所在地は芦屋市打出町96-1、生活圏域は精道生活圏域、指定予定日は平成19年1月15日です。

本件につきましては、第3期介護保険事業計画（平成18年～20年）で位置づけられた地域密着型サービスの整備量を確保するため、17年度中から事業者と調整を行ってありました。17年度末までの全てのサービスにおける指定権限は県知事にありましたので、今回指定するサービスのうち、認知症対応型共同生活介護事業、地域密着型特定施設入居者生活介護事業については、18年3月末までは県が手続きを進め、これらのサービスが地域密着型サービスに移行した4月以降は県から市へ引継ぎを受け、指定に向けて準備を進めてきてありました。

市が指定してはならない欠格事項に該当しないという誓約書には、役員の方々の捺印がされております。この原本が指定申請書に添付されてきております。

指定してはならないという欠格事項には該当していないということをこれで判断をお願いします。

芦屋ブーケの里の指定につきましては、指定申請に係る書類というのは非常にたくさんございます。その全てをみなさんにご覧いただくことができませんので、いくつかご判断いただきやすいものを事業ごとに見ていただく書類をまとめています。今回、お示ししました資料以外に、今後の新規指定を行う中で、もう少し詳しく詳細を示して欲しいというようなご意見がございましたら、併せてご意見をいただければと思います。

（委員長） ありがとうございます。何かご質問、ご不明な点ございますか。

（委員） 特定施設の入居一時金についてですが、早期に退去した場合には返金がされるということなのですが、返金額については決算報告等で報告させるようになっているのでしょうか。そのあたりについてはまだ決まっていなかったかもしないのですが、以前に他の有料老人ホームで権利金については返金するという契約になっていたのに、事業所が権利金を事業に使い込んでしまっていたため、死亡しても返金されず非常に困ったことになったことがあります。

そのようなことになっては困るので、決算報告等で報告を義務付け、権利金

等について問題がないかを確認して欲しいと思います。

(事務局) 基本的には、年度末に報告をもらうことになっているのですが、市の方からは監査という形と年1回の報告の中で確認をしていくというのが、これまで県が行ってきたやり方なので同様の方法でやることになるかと思っています。

(委員) いくつか問題になった事業所があったんですが、補助金を出していれば関与できたのですが補助金を受けていなかったのも、一般の行政指導だけだったんです。補助金を受けていないので態度の悪い事業所もありました。そういう場合に指定取消ができるような制度になっているのかどうか。利用者が困ることにならないようにしていただきたいと思います。適正であるかの判断を十分に行なっていただきたい。

(事務局) 4年を過ぎれば一時金はないことになっています。5年目からはそのまま継続されるということになります。もちろんチェックもしていくつもりです。利用権方式で20年とかいろいろな方式があるのですけどね。

(委員) 地域密着型サービスについては市が介護保険の単価を決めることになっていますが、どの程度の単価設定をしていくつもりですか。

(事務局) 前回の委員会でもお話ししたところですが、芦屋市については国の定めた介護報酬をそのまま使うということで考えております。特に国と違った報酬と設定する予定はありません。

(事務局) 一般サービスの中で国の方がヘルプなんかで介護福祉士を何割かとれば10%アップとか質の高いサービスについてはアップするというのもありますが、今後の中で質の高いサービスを行う事業所が出てきたときには、運営委員会のご意見をお聞かせいただくことになるかと思いますが、当面はスタートしたばかりですので特には考えておりません。

(委員) 利用者にとっては、小規模多機能を利用するのと他のサービスを利用するのとではどちらがサービスのいいんですか。

(事務局) 利用者にとっては例えば普段、デイサービスを利用していただいて、家で介護が出来ない時はデイサービスの後そのまま泊まっていただけ、家でサービスを受けたいときはヘルパーさんにも来ていただける、それらのことが一つの事業所で提供されるというメリットがあります。

(委員) 便利はいいですね。

(事務局) 大きな社会福祉法人もショートステイとかヘルプをやっていますが、建物は同じでも事業としては独立をしていますし、当然メンバーも変わってきます。

小規模多機能であれば、一つの中でプランを立てる職員からサービスを提供する職員まで同じ職員が対応します。小規模の場合は定数が限られていますので、定数24人でベットが9つありますし、この24人の人しか利用はできませんので、何かあってもすぐに泊まることができて常にベットが確保されている状況になります。

(委員) 親しみやすい、利用しやすいと理解してよろしいですか。

(事務局) 今、ショートステイを取るなら2ヶ月前から申し込みをして空いていたら利用できるというような感じなのでね。そう考えれば、小規模多機能の方が使いやすいと言えるかなと思います。

(委員) 当日に突然泊めて欲しいとって泊めてもらえることはできるんですか。

(事務局) それは可能です。ずっと泊まることはできませんが、可能です。

(委員) 多様な対応をしていただけるというのが特色なんですね。

- (事務局) ただし、小規模については小規模の利用をすると他のサービスを利用することは出来なくなるので。例えば、喜楽苑さんのデイサービスとか使えません。
- (委員) その月はですか。
- (事務局) いえ、登録している間は利用できません。契約を切っていただければ、他のサービスを受けることができます。ですので、この小規模の質が求められるわけです。登録してダメだったから他へとなると行くところがなくなります。ですので、先ほどお話にでました推進委員会で図っていく必要があるわけです。
- (委員長) グループホームに入るためには、何か優先順位とかあるんでしょうか。
- いまはどこのグループホームも待機の方が多いと聞いていますけど。
- (事務局) 恐らく、申込み順でしょうね。ただ、地域密着の場合は芦屋市民が優先されますので今までは違う状況が生まれるのかなとは思いますが。
- (委員) 今回の施設の立地なんですけど、西宮市に隣接した場所になるんですけどそのことについて事前の説明会等で何か意見等はなかったのでしょうか。
- あと気になるのは、43号線と阪神電車との間に立てられるわけですが、車の騒音や近くに阪神電車の車庫があるので、1日中騒音がある状況になります。そのあたりのことで何か意見等はありませんでしたか。
- (事務局) 地元説明会は17年12月に打出の会長宅で開催しました。
- (委員) その説明会の時には、今回の立地等は明確になっていたのでしょうか。
- (事務局) この時は、地域の自治会に対して説明会が開催されています。説明会にはアスクケアと建築事業者の大和ハウス工業神戸支店は参加しておりますが、特に騒音等の意見については出ておりません。ただ、路上駐車が多い地域で住民の方が困っておられる場所なので駐車場等の計画についてはどうなっているのかというような意見はありました。自治会からは特に反対するというような意見はなく、受け入れたいという意見を頂いております。
- (委員) 利用者の立場というよりも、周辺の住民の都合が主体になっていますね。
- (事務局) 地域が受け入れをしてくれるかが重要になりますので。
- (委員) 利用者の立場から言うと、西宮市といってもいいほど隣接した場所になりますのでね。偏ってるように思えます。
- (委員長) 他に何かございますでしょうか。
- (委員) この地域で、他の事業者が手を挙げた場合にはもう作られることはないのですか。
- (事務局) この3年間の計画では予定はありません。
- (委員) 事実上、3年以上先までは出来ないということですね。先になればまた増えてはいくんでしょうね。
- (事務局) はい。3年後、計画を見直すときには必要によって次の施設の建設が計画されると思います。
- (委員) 今回の施設は、法改正の前から事実上話がスタートしていた話なので、潮見圏域のように場所も含めて出すかどうかの議論はできなかったのでですね。
- (委員) 事実上は3年ごとの更新ということになっていくんじゃないですかね。
- (委員) 運営内容に問題があれば、指定取消ということも考えられますが立地が悪いということについては、根本的な部分での問題になりますのでね。やっていく

中での問題は分からないですけども。

(委員) 先ほどもお話がありましたけれども、お金の事に関してはどこかでちゃんと機能が働かないとほんとに利用者が困るんじゃないかという疑念を持ちます。

(委員長) 経営母体が一緒なんですよ。

(委員) そうなんですよ。

(委員) 今回の小規模多機能は、どの程度の介護度の方が中心になるのか不明なんですけど、介護度が重くなってくるとショートステイを中心に利用希望がでてくると思います。使いたい時に使えないというような状況があるのではと思うのですが、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

(事務局) 地域密着になった場合は一般のショートステイが使えない規則があり、一方で9床しかない。この場合については、多目的室ということで有料老人ホームの中に1室持っていてもらっていますが、ずっと利用するというのも困難です。いま考えているのは、小規模多機能の空ベットをお互いに活用する方法が検討できないかと考えております。小規模多機能の中でしか難しいかなとは思いますが、小規模多機能が常にベットがいっぱいということにはならないと思いますので、そんな中で何らかの対策は必要になってくるかとは思っております。

緊急一時の事業がありますので、空ベットがなければ緊急一時を使ってその間に他の空いている施設を探して入っていただいて、また戻ってきてもらうというようなこともいろいろと考えてはいたのですが、この3つの連携の中で活用ができないかどうか今後の問題として考えていきたいと思っています。

(委員長) 最後に報告事項の説明をお願いします。

(事務局) 芦屋市民の市外事業所利用・他市民の芦屋市内事業所利用についての報告ですが、まず、芦屋市民が神戸市の認知症対応型共同生活介護事業所を利用したい事例についてです。事業所に指定申請書の提出を求め、また神戸市から指定に係る同意書を入手し12月20日付けで指定を行いました。

次に、西宮市民が芦屋市の認知症対応型共同生活介護事業所の利用についてです。今回利用を希望している他市被保険者は、本市事業所を利用することにより安定した在宅生活が維持継続できることが想定され、また当該事業所の利用定員にも余裕があったことから、本市被保険者の利用にも影響が少なく、事業の適正運営が継続できることが見込まれたため西宮市に対し、指定に係る同意書を交付しました。

(委員長) 他に事務局からありますか。

(事務局) 次回は、1時間程度、運営委員会の協議を行い、その後、市内事業所見学会として、1月15日指定予定の施設(芦屋ブーケの里)を予定しています。

閉 会